



発 監 第 12 号

平成 28 年 5 月 17 日

琴浦町長 山 下 一 郎 様

琴浦町監査委員 山 根 弘 和

同 桑 本 始

監査委員会印

監査委員会印

監査委員会印

定期監査報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、平成 27 年度下半期分の定期監査を実施したので、同条第 11 項による監査委員の合議により、同条第 9 項に規定する監査の結果に関する報告書を次のとおり提出する。

第1 報告

1 監査の期間

平成 28 年 4 月 22 日(金)、4 月 25 日(月)の 2 日間

2 監査の対象業務

地方自治法第 199 条第 4 項に基づく定期監査について、財務に関する事務の執行が適正且つ効率的に行われているかどうか、各共通事項として「工事請負等実施状況」「備品購入状況」「委託業務実施状況」「補助金交付状況」を中心に適正、合法性、経済性、有用性の観点から監査を行った。

3 監査の実施方法

監査実施対象機関は、総務課、企画情報課、出納室、税務課、町民生活課、子育て健康課、福祉あんしん課、商工観光課、農林水産課、農業委員会事務局、建設課、上下水道課、教育総務課、社会教育課、人権・同和教育課、議会事務局の 16 機関について、関係書類の提出を求め、関係担当者の説明及び状況や意見を聴取するなど地方自治法第 199 条第 1 項に鑑み実施した。



4 監査結果

全体としては、現行の条例、諸規定に従って執行され、その限りにおいては、概ね適正に処理されていることを認めることができた。

第2 指摘事項等

1 指摘事項

① 会計の検査の実施について

琴浦町財務規則第212条第1項には「町長は、会計検査員を定めて、毎年1回以上会計の検査を行わなければならない。」第2項「前項の会計検査員は、検査の都度町長が副町長その他の職員のうちからこれを指名する。」とされ、第213条では「会計検査員は、会計の検査を行ったときは、検査報告書を調製し、計算書、調書その他の関係書類を添えて、検査後7日以内に町長に報告しなければならない。」とされているが、この規則に定める会計の検査が実施されていない。

この規定は、執行部自ら会計事務の検査を実施しチェックを行うことにより、内部けん制体制の充実、さらには内部統制制度の確立に向けた基本となる重要な事項である。

琴浦町財務規則第212条に基づき、速やかに検査を実施されたい。

2 指導事項

① 物品の照合及び報告の実施について

町財務規則第186条第1項には「会計管理者及び物品取扱主任は、その保管に係る物品及び職員が使用中の物品を毎年1回以上関係帳簿と照合し、その年月日及び照合済の旨を当該帳簿に記載しなければならない。」第2項「前項の規定により物品の照合をしたときは、その状況を、速やかに町長に報告しなければならない。この場合において、物品取扱主任にあっては会計管理者を経て、これを行うものとする。」と規定されている。

各部署において物品の照合はなされているが、その後の報告は、必ずしもすべての部署において行われていない。規則にあるとおり、照合後は速やかに報告を行われたい。

また、今後は、業務の集中する年度末ではなく、年度中途の適期に実施されたい。

② 工事請負等の随意契約落札率について

企画情報課所管の国道9号線拡幅工事に伴うCATV伝送路移転工事及び県道福永由良線改良工事に伴うCATV伝送路(光ケーブル)移転工事、農林水産課所管の化粧

川堆積土砂撤去工事(災害応急)、並びに社会教育課所管のカウベルホールスタインウェイグランドピアノ修繕業務の4件が落札率100%であった。これらはいずれも1社との随意契約である。

今後、予定価格の設定に当たっては、どのような契約方法の場合でも、最大限の費用対効果が図られるよう、情報の収集を含め、十分に検討されたい。

③ 基金の運用について

基金については、目的に応じて確実かつ効率的な運用が求められている。本町には財政調整積立基金をはじめ合計30の基金があり、一部、地方債による運用はあるものの、ほとんどが指定金融機関等への定期預金である。

現在、極めて低い金利の状況ではあるが、確実かつ有利な基金の運用について、十分検討されたい。

④ 情報関連業務のコスト低減・効率化について

下半期において、企画情報課所管の行政不服審査法改正対応業務、選挙システム改修対応業務(18歳以上への引き下げ)、滞納整理システム法改正対応業務、社会保障・税番号制度システム整備改修業務、インターネット・総合行政システム(財務・契約・給与)と総合行政システム(住民情報)のネットワーク分離業務、財務会計システム電子決裁対応業務、税務課所管の家屋評価システム保守及び機器更新委託業務、福祉あんしん課所管の介護保険システムソフトウェア保守業務など、合計17件、74, 072, 880円の委託業務契約が1社との随意契約で結ばれている。

27年5月、県と19市町村で「鳥取県自治体ICT共同化推進協議会」が設立され、28年度からは、県と市町村によるシステムの共同調達の取り組みが始まり、運用コストの削減も期待されている。

今後、情報関連業務に関する経費の節減や効率化等について、他の市町村等との連携・共同化等も含めて、検討されたい。